

## 半期報告書の作成要領について（平成 18 年 9 月中間期提出用）

（財）財務会計基準機構

企画部 グループ長 藤代 和久

### はじめに

（財）財務会計基準機構は、去る 10 月 2 日から 13 日までの間、全国 9 ヶ所で 11 回にわたり、平成 18 年 9 月中間期に係る半期報告書の提出を前提とした「半期報告書の作成要領（平成 18 年 9 月中間期提出用）」（以下「本テキスト」という）に基づき、作成上の留意点について解説セミナーを開催した。以下、本稿では、本テキストにおける主な改正点について解説を行う。

なお、文中意見にわたる部分は私見であることをあらかじめお断りしておく。

### 1. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する事項」

「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」等の適用に伴い、当中間連結会計期間より、貸借対照表の区分は資産の部、負債の部及び資本の部という区分から、資産の部、負債の部及び純資産の部に変更され、純資産の部は、株主資本、評価・換算差額等、新株予約権及び少数株主持分（中間連結財務諸表のみ）に区分されることとなった（資料 1-1）。

「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」等の適用初年度においては、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱うこととなる。また、適用初年度においては、当中間連結会計期間末において純資産の部に掲げたもののうち、従前の資本の部の合計額に相当する金額を注記することが適当であるとされている（資料 1-2）。

「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」等の適用に伴い、当中間連結会計期間末の純資産額は、資本の部の合計額に繰延ヘッジ損益、新株予約権、少数株主持分の金額を加えた金額となることから、第一部【企業情報】、第 1【企業の概況】、1【主要な経営指標等の推移】に掲げた純資産額は、前中間連結会計期間末又は前連結会計年度末の純資産額から大きく変動する場合があります、その場合には「純資産額の算定に当たり平成 18 年 9 月中間期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」及び「貸借対照表

の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」を適用している」旨を脚注に記載することが望ましいと考えられる。

また、1株当たり純資産額の算定において、式の分子となる普通株式に係る期末の純資産額に新株予約権及び少数株主持分の金額は含まれないが、繰延ヘッジ損益の金額が含まれることとなったため、当中間連結会計期間末の1株当たり純資産額に重要な影響を与える場合は、その旨を脚注に記載することが望ましいと考えられる。

この他、会社法の施行等に伴い、第五号様式（記載上の注意）(4) b (o)が改正され、「1株当たり中間（年間）配当額」は「1株当たり配当額」となった。また、（記載上の注意）(4) a (1)及び(4) b (p)に規定される自己資本比率の定義も改正され、「中間連結会計期間に係るものにあつては、中間連結会計期間に係る純資産額から中間連結財務諸表規則第45条の3の規定による新株予約権の金額及び中間連結財務諸表規則第2条第9号に規定する少数株主持分の金額を控除した額を当該中間連結会計期間に係る総資産額で除した割合を、連結会計年度に係るものにあつては、連結会計年度に係る純資産額から連結財務諸表規則第43条の3第1項の規定による新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する少数株主持分の金額を控除した金額を当該連結会計年度に係る総資産額で除した割合をいう。」とされ、また、中間会計期間に係る自己資本比率についても改正が行われた。

## 2. 「株主資本等変動計算書に関する事項」

### (1) 株主資本等変動計算書

「株主資本等変動計算書に関する会計基準」等の適用に伴い、当中間連結会計期間から、中間連結株主資本等変動計算書を作成しなければならない（資料2—1）。なお、当中間連結会計期間から株主資本等変動計算書を新たに作成することになったが、このことは新たな財務諸表の作成であり会計処理や表示方法の変更ではないため、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更には該当しないものとされている。

中間連結株主資本等変動計算書の記載方法は、中間連結財規第71条から第77条に規定されているが、第71条及び第72条の規定により、中間連結株主資本等変動計算書は、様式第六号により記載し、株主資本、評価・換算差額等、新株予約権、少数株主持分に分類した上で、適切な項目に区分し、当該項目を示す名称を付した科目をもって掲記しなけれ

ばならない。当該項目及び科目は、前連結会計年度末の連結貸借対照表及び当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表における純資産の部の項目及び科目と整合していなければならない。また、第 73 条によれば、株主資本、評価・換算差額等、新株予約権、少数株主持分は、前連結会計年度末残高、当中間連結会計期間変動額及び当中間連結会計期間末残高に区分して記載しなければならない。

株主資本に記載される科目の当中間連結会計期間変動額は、変動事由ごとに記載し、剰余金の配当は、資本剰余金又は利益剰余金の変動事由として、中間純利益（又は中間純損失）金額は、利益剰余金の変動事由として表示しなければならないとされている。評価・換算差額等の記載方法を定める中間連結財規第 74 条によれば、評価・換算差額等に記載される科目は当中間連結会計期間変動額を一括して記載するものとする。ただし、主な変動事由ごとに記載又は注記することを妨げないとされている。また、中間連結財規、様式第六号の（記載上の注意）「4」により、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

新株予約権及び少数株主持分については、中間連結財規第 76 条及び第 77 条の規定により、当中間連結会計期間変動額は、一括して記載するものとする。ただし、主な変動事由ごとに記載することを妨げないとされている。

適用初年度の記載方法等を規定する「株主資本等変動計算書に関する会計基準」第 13 項によれば、本会計基準の適用初年度における株主資本等変動計算書の前期末残高の記載は、前期末の貸借対照表において該当する各項目の残高を記載する。この際、「繰越利益剰余金」の前期末残高は「当期末処分利益（又は当期末処理損失）」の残高を記載する。なお、「繰延ヘッジ損益」（税効果調整後の金額）については、当期末の貸借対照表に計上された額を当期変動額及び当期末残高の欄に記載するとされている。また、「株主資本等変動計算書に関する会計基準」第 12 項により、「本会計基準の適用に伴い、個別損益計算書の末尾は当期純利益（又は当期純損失）、中間個別損益計算書の末尾は中間純利益（又は中間純損失）とし、また、連結剰余金計算書及び中間連結剰余金計算書は廃止する」とされた。

当中間連結会計期間について、例えば平成 18 年 6 月の定時株主総会における利益処分により役員賞与の支給又は利益配当が行われている場合は、当中間連結会計期間の株主資本等変動計算書に株主資本の変動額として記載されることになるが、平成 18 年 6 月の定

時株主総会で行った利益処分であることを示すために、①本表に「剰余金の配当」、「役員賞与」と記載し、それが前期決算の利益処分によるものである旨を注記する方法、②「利益処分による利益配当」、「利益処分による役員賞与」等のように変動事由に利益処分によるものである旨を記載する方法、③定時株主総会における利益処分項目としてまとめて記載した上で、注記によりその内訳を明らかにする等の方法が考えられる。

また、税法上の積立金（例えば、圧縮積立金）は、これまで利益処分案の株主総会決議によって積立て及び取崩しがなされていたが、会社法の下では、法人税等の税額計算を含む決算手続きとして会計処理することになる。具体的には、当期末の個別貸借対照表に税務上の積立金の積立て及び取崩しを反映させるとともに、個別株主資本等変動計算書に税務上の積立金の積立額と取崩額を記載（注記により開示する場合を含む。）し、株主総会又は取締役会で当該財務諸表を承認することになる。その結果、平成 18 年 9 月中間期の中間株主資本等変動計算書には、平成 18 年 6 月の定時株主総会で決議した税務上の圧縮積立金等の積立て及び取崩しが記載されるとともに、平成 18 年 9 月中間期の中間決算手続きとして、税務上の圧縮積立金等の積立て及び取崩しを行った場合は、その積立て及び取崩しも記載される。こうしたことから、後者について税務上の損金、益金の算入時期を明らかにするため、基本的には平成 18 年 6 月の定時株主総会で決議した税務上の積立て及び取崩しとは区別して本表に記載するか、あるいは、注記によりその内訳を明らかにするものと考えられる。

なお、「株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針」では、株主資本等変動計算書の様式について、「純資産の各項目を横に並べる様式により作成する。ただし、純資産の各項目を縦に並べる様式により作成することもできる」としていたが、証券取引法に基づく開示様式を定める財務諸表規則等の改正案は横様式のみを定めていた。これに対して、当該改正に係るパブリックコメント期間中に以下のコメントが寄せられた：「株主資本等変動計算書は、純資産の各項目を横に並べる様式しか認めていないが、「株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針」のように、純資産の各項目を縦に並べる様式も認めるべきである。また、様式第 4 号では、株主資本とそれ以外を上下に並べる様式が認められることを確認したい」。これについて金融庁は、「適用指針」では、株主資本等変動計算書の表示は、純資産の各項目を横に並べる様式を原則としています。証券取引法に基づく開示様式は、投資家等の比較可能性を考慮し、単一の様式を定めることとしています、様式

第四号において、株主資本とそれ以外を上下に並べることは差し支えありません。」と回答して、証券取引法に基づく開示様式設定の考え方を示した。

## (2) 注記事項

「中間連結株主資本等変動計算書」には、中間連結財規第 78 条から第 81 条の規定により、「発行済株式に関する注記」、「自己株式に関する注記」、「新株予約権等に関する注記」、「配当に関する注記」をしなければならない（資料 2-2①、②、③）。

また、中間株主資本等変動計算書には、中間財規第 65 条から第 68 条に規定（財規 106 条から第 109 条をそれぞれ準用）される事項を注記しなければならないが、中間財規第 65 条が準用する財規第 106 条第 2 項は、「財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、発行済株式に関する注記を記載することを要しない」としており、新株予約権、配当に関する注記にも同様の規定が設けられている。このため中間連結財務諸表提出会社は、自己株式に関する注記のみ記載することとなる（資料 2-3）。

### ① 発行済株式及び自己株式に関する注記

発行済株式に関する注記について、中間連結財規第 78 条（財規第 106 条第 1 項を準用）により、発行済株式の種類ごとに、前連結会計年度末及び当中間連結会計期間末の発行済株式総数、当中間連結会計期間に増加又は減少した発行済株式数を注記し、変動事由の概要を注記しなければならない。また、自己株式に関する注記については、中間連結財規第 79 条（財規第 107 条を準用）の規定により、自己株式の種類ごとに、発行済株式に関する注記と同様の注記をしなければならない。

### ② 新株予約権等に関する注記

中間連結財規第 80 条（連結財規第 79 条を準用）により、新株予約権に関する注記については、新株予約権の目的となる株式の種類、同株式の数、新株予約権の当中間連結会計年度末残高を注記しなければならない。また、新株予約権の目的となる株式の数については、新株予約権の目的となる株式の種類ごとに、前連結会計年度末及び当中間連結会計期間末の数、当中間連結会計期間に増加及び減少する株式の数並びに変動事由の概要を記載しなければならない。ただし、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合の増加株式数の、当中間連結会計期間末の発行済株式総数（自己株式を保有しているときは、当該

自己株式の株式数を控除した株式数)に対する割合に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。とされている。

当中間連結会計年度末残高については、連結財務諸表提出会社の新株予約権と連結子会社の新株予約権に区分して記載しなければならない。ストック・オプションとしての新株予約権は、当中間連結会計期間末残高のみを記載することとなる。また、自己新株予約権に関する注記は、新株予約権との対応が明らかになるように、連結財務諸表提出会社が保有する連結財務諸表提出会社が発行した新株予約権については、新株予約権と同様の事項を記載し、連結子会社が保有する当該連結子会社が発行した新株予約権については、当中間連結会計期間末残高を記載しなければならない。

### ③ 配当に関する注記

中間連結財規第 81 条 (財規第 109 条第 1 項を準用) により、配当に関する注記は、配当財産が金銭の場合、株式の種類ごとの配当金の総額、1 株当たり配当額、基準日及び効力発生日を注記しなければならない。また、配当が金銭以外の場合には、株式の種類ごとの配当財産の種類及び帳簿価額 (剰余金の配当をした日においてその時の時価を付した場合にあっては、当該時価を付した後の帳簿価額)、1 株当たり配当額、基準日並びに効力発生日を注記しなければならない。これらを文章による方法と表による方法により記載した事例を資料として掲げている。

また、配当に関する注記で、基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が、当中間連結会計期間末後となるものについては、配当の原資及び前記に掲げた事項に準ずる事項を注記しなければならない。

### 3. 「のれん及び負ののれんに関する事項」

「企業結合に係る会計基準」の適用及び関連する財務諸表等規則の改正に伴い、当中間連結会計期間から、営業権のうちののれんに相当するもの、及び連結調整勘定は、のれん及び負ののれんに含めて表示することになった (資料 3-1、3-2)。平成 18 年 4 月 1 日以後開始する中間連結会計期間において、企業結合が行われていない場合でも、前中間連結会計期間に中間連結貸借対照表に計上されていた営業権のうちののれんに相当するもの、及び連結調整勘定は、のれん及び負ののれん含めて表示されることになるが、これは、表示方法の変更となるため、前中間連結会計期間との比較を行うために必要な事項を記載する

こととなる。従来、中間連結損益計算書において、営業権償却額、及び連結調整勘定償却額と表示されていたものについても、のれん償却額及び負ののれん償却額と表示されるため表示方法の変更に該当する。この他、中間連結キャッシュ・フロー計算書（間接法による場合）についても、これまで連結調整勘定償却額と表示していた科目はのれん償却額と表示することになる（資料3-3）ため、表示方法の変更に該当することとなる。また、当中間連結会計期間より、社債発行差金償却額という科目で処理されることはなくなるため、社債発行差金償却額は「—」と表示している（8.「金融商品に関する事項及び繰延資産の会計処理に関する事項」参照）。

この他、のれんのうち前期以前の取引により発生しているものについて、前期まで資産の部に計上された連結調整勘定と負債の部に計上された連結調整勘定の償却額を相殺して表示していた場合であって、当中間連結会計期間から、正ののれんと負ののれんの償却額を相殺して表示しないことにより営業損益に重要な影響を与える場合には、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更に該当することになる。

#### 4. 「ストック・オプション等に関する事項」

「ストック・オプション等に関する会計基準」等は、会社法施行日以後に付与されるストック・オプション、自社株式オプション付与及び交付される自社の株式について適用される。ストック・オプション等を付与した場合の注記に関する中間連結財規第17条の2（財規第8条の14第1項を準用）によれば、役務の提供を受けた場合には、当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名を注記しなければならない（資料4）。当該費用計上額及び科目名を注記する場合、科目名として「株式報酬費用」といった名称だけでは損益計算書のどこに計上されているかが明らかでないため、①損益計算書に科目の記載がある場合には財務諸表に掲記又は注記された科目（例えば、販売費の「・・・」、売上原価の「・・・」など）、又は、②損益計算書に科目の記載がない場合は売上原価、販売費及び一般管理費を科目名とすることが適当と考えられる。

また、財貨を取得した場合には、その取引における当初の資産計上額又は費用計上額及び科目名を注記し、権利不行使による失効が生じた場合には、利益として計上した金額を注記しなければならないとされている。

この他、ストック・オプションを付与した場合には、中間連結財規第 17 条の 3（中間財規第 5 条の 9 を準用（第 4 項を除く））により、付与対象者の役員、従業員などの区分ごとの人数、株式の種類別のストック・オプションの付与数、付与日、権利確定条件（権利確定条件が付されていない場合にはその旨）、対象勤務期間（対象勤務期間の定めがない場合にはその旨）、権利行使期間、権利行使価格、付与日における公正な評価単価を注記しなければならない。また、「付与日における公正な評価単価」の注記は、会社法施行日以後に付与されたストック・オプションについて行うものとされている。

なお、「ストック・オプション等に関する会計基準」等の適用に伴って、前連結会計年度にストック・オプションの付与等があり、会社法施行日以後にストック・オプションの付与等があった場合には、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱うこととなる（資料 5）。

中間財務諸表におけるストック・オプション等に関する注記事項は、中間財規第 5 条の 8（財規第 8 条の 14 を準用）及び中間財規第 5 条の 9 に規定されているが、当該会社が中間連結財務諸表を作成している場合には、中間財規第 5 条の 8 が準用する財規第 8 条の 14 第 2 項の規定に基づき、同条第 1 項に定める事項、並びに、中間財規第 5 条の 9 第 4 項に基づき、同条第 1 項から第 3 項に定める事項は、記載することを要しないとされている。

## 5. 「役員賞与に関する事項」

「役員賞与に関する会計基準」は、平成 17 年 11 月 29 日に公表され、会社法施行日終了する事業年度の中間連結会計期間（当該事業年度に係る株主総会で決議（委員会設置会社にあつては報酬委員会の決定）される役員賞与）から適用されている。「役員賞与に関する会計基準」の適用に伴い、役員賞与を発生した会計期間の費用として会計処理することとなった場合は、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱うことになる（資料 6）。

## 6. 「1 株当たり純資産に関する事項」

「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」は、平成 18 年 1 月 31 日に改正・公表され、会社法施行日以後終了する中間連結会計期間及び中間会計期間に係る中間連結財務諸表及び中間財務諸表並びに連結会計年度及び事業年度に係る連結財務諸表及び財務

諸表から適用されているが、同適用指針第 65 項により、1 株当たり純資産額の開示についても、1 株当たり当期純利益と同様に、1 株当たり純資産額の算定上の基礎（同適用指針第 40 項）を注記することが望ましいとされている。これを受けた中間連結財規ガイドライン 46（中間財規ガイドライン 36 の 3 を準用）は、1 株当たり純資産額の算定上の基礎として、次に掲げる事項を注記することを妨げないとしている：（1）中間貸借対照表の純資産の部の合計額と 1 株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式に係る中間会計期間末の純資産額との差額の主な内訳、（2）1 株当たり純資産額の算定に用いられた中間会計期間末の普通株式の数の種類別の内訳（資料 7）。

また、平成 18 年 1 月 31 日に改正された「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」第 59 項により、1 株当たり純資産額の算定において繰延ヘッジ損益が、式の分子となる普通株式に係る中間期末の純資産額に含まれることになったが、その結果、1 株当たり純資産額に重要な影響を及ぼした場合は、当該事項を追加情報の注記として取り扱うことを妨げるものではないとされている。

## 7. 「棚卸資産の評価に関する事項」

「棚卸資産の評価に関する会計基準」が平成 18 年 7 月 5 日に公表され、平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用されるが、平成 20 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度から早期適用することができるかとされている。早期適用した場合、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱うことになる。

「棚卸資産の評価に関する会計基準」によれば、棚卸資産を通常の販売目的で保有する場合、取得原価をもって貸借対照表価額とし、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、収益性が低下しているとみて、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とする。この場合において、取得原価と当該正味売却価額との差額は当期の費用として処理する。また、棚卸資産をトレーディング目的で保有する場合には、市場価額に基づく価額をもって貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額（評価差額）は、当期の損益として処理するとされている（資料 8）。

「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用する最初の事業年度において、簿価切下額が多額に発生し、それが期首の棚卸資産に係るものである場合、「棚卸資産の評価に関する会計基準」を期首在庫の評価から適用したとみなし、期首在庫に含まれる変更差額を特別

損失に計上する方法、又は、「棚卸資産の評価に関する会計基準」を期末在庫の評価から適用するが、期末在庫に含まれる変更差額のうち前期以前に起因する部分を特別損失に計上する方法が認められている。また、「棚卸資産の評価に関する会計基準」は、平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用されるが、受入れ準備が整った段階から早期適用することも認められている。受入れ準備が整っていないという理由により、中間期末には早期適用しないときでも、その後に受入れ準備が整った場合には、事業年度末から適用することができるが、その場合は、中間・年度の会計処理の首尾一貫性が保持されていない場合の取扱いに準じた注記の記載を行うものとされている。

#### 8. 「金融商品に関する事項及び繰延資産の会計処理に関する事項」

平成 18 年 8 月 11 日に「金融商品に関する会計基準」が改正・公表され、また、同じ日に「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」が公表されたが、これらは公表日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用するとされた。「金融商品に関する会計基準」の適用に伴って、これまで繰延資産とされていた社債発行差金に相当する金額については、社債金額から直接控除する会計処理が定められ、社債は、償却原価法に基づいて算定された価額をもって、貸借対照表価額としなければならないこととされた。また、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」の適用によって、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」の適用直前事業年度の貸借対照表に社債発行差金が計上されている場合には、当該社債発行差金に係る償却は、適用直前事業年度の会計処理を継続して適用するが、当該償却額は社債利息に含めて表示し、また、当該社債発行差金は社債から控除して表示するものとされた。そして、これらに該当する場合は、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更に該当することとなる。

この他、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」の公表により、「株式交付費（新株の発行又は自己株式の処分に係る費用）は、原則として、支出時に費用（営業外費用）として処理することになったが、同報告の適用初年度において、自己株式の処分に係る費用を株式交付費として繰延資産に計上する場合で、適用直前事業年度においても自己株式の処分を行っているときは、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更に該当することとなる。また、適用初年度において、適用直前事業年度に計上していた繰延資産と同一項目の繰延資産を計上する場合で、年数を基準とした償却方法から、月数を基準とした償却方法

に変更したときは、原則として、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱うことになる。

## 9. 「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱いに関する事項」

平成18年9月8日に、「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」が公表され、この実務対応報告の公表日以後終了する連結会計年度に係る連結財務諸表及び中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表から適用することとされた。この実務対応報告を適用することにより、これまで行ってきた会計処理と異なることとなる場合には、これまでの会計処理が明らかに不合理であると認められる場合を除き、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱うものとされている。

## 10. その他の改正点

### ① 買収防衛策等の記載

第一部【企業情報】、第2【事業の状況】、3【対処すべき課題】では、直近の有価証券報告書に記載した、いわゆる買収防衛策の内容に異動が生じた場合には、当該異動の内容を、項を設けて記載することとされており、これは平成19年2月1日以降提出する半期報告書について適用される。ただし、会社法施行規則附則第6条により、買収防衛策等について会社法上の事業報告への記載は、平成18年5月1日以降最初に開催する株主総会において報告すべきものについては要しないこととされており、有価証券報告書に添付される事業報告に買収防衛策等の記載がなされていない場合には、当該有価証券報告書提出後最初に提出される半期報告書においても記載を要しないとされている。

なお、いわゆる買収防衛策の記載については、これを「企業内容等の開示に関する内閣府令」に取り込む改正案が公表され、現在パブコメ期間中となっている。記載についての考え方は開示ガイドラインと同じと思われるが、府令改正時には規定を十分確認して戴きたい。

### ① ② 株式の総数

会社法施行に伴って、第4「提出会社の状況」、1【株式等の状況】、(1)【株式の総数等】、①【株式の総数】に係る（記載上の注意）(15)aが改正され、「会社が発行する株式

の総数」は「発行可能株式総数」と変更された。また、平成 17 年 9 月中間期提出用のテキスト本では、「株式の消却が行われた場合」の記載事例を注記によって示していたが、会社法施行により株式を消却しても「発行可能株式総数」は変動しないことになったことに伴い、これを削除した。

### ③ 新株予約権の状況

第 4【提出会社の状況】、(2)【新株予約権等の状況】の様式の一部改正され、「代用払込みに関する事項」欄が追加された。この欄には、金銭以外の財産を新株予約権の行使に際してする出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を記載する必要があるとされている。

### ④ 大株主の状況

第 4【提出会社の状況】、(4)【大株主の状況】に係る（記載上の注意）(17) c が改正され、「大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名までを記載しても差し支えない。」とされた。

### ⑤ 端株制度を採用していた場合

会社法施行に伴って端株制度が廃止され、単元株制度に統一されたが、会社が旧商法による端株制度を採用していた場合であって、会社法整備法施行の際に端株が現に存する場合には、第 4【提出会社の状況】、(5)【議決権の状況】、①【発行済株式】の表における「単元未満株式」の区分を、「端株」に変更して記載するなどの方法が考えられる。

### ⑥ 冒頭記載

平成 18 年 4 月 25 日及び 4 月 26 日付で連結財規及び中間連結財規等が改正されているため、「企業内容等開示ガイドライン 5-21」により、第 5【経理の状況】、冒頭記載のなお書きに、当社の中間連結財務諸表は、「前中間連結会計期間は改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成している旨を記載した。

⑦ 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

純資産会計基準の適用に伴って、当中間連結会計期間から、「4. 会計処理基準に関する事項」、「(イ)重要な資産の評価基準及び評価方法」に記載される「その他有価証券」の評価差額の処理方法を「全部純資産直入法」とした。

また、「(ニ)重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準」の記載について、なお書きの一部を「換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めている」とした(資料9)。

⑧ 有限会社の出資金の表示

「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第2条第2項の規定により、旧有限会社の持分及び出資1口は、株式会社の株式及び1株とみなされることになった。これに伴い、有限会社への出資金と掲記していた科目は、投資有価証券と表示することが適当と考えられる。

⑨ 会計方針の変更関係

昨年暮れから新会計基準等が相次いで開発・公表され、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更に該当する場合が増えているが、中間連結財規ガイドライン11が改正され、会計方針の変更の記載につき明確化がはかられた。すなわち、会計基準及び法令の改正等(以下「会計基準等の改正」という)に伴い、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項を採用又は変更した場合において、当該中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項を適用すべき会計事象又は取引が存在しないときは、規則第11条の規定による記載を要しないとされた。

⑩ 期末日が休日の場合の満期手形の会計処理

当中間連結会計期間末日の9月30日は土曜日にあたり金融機関の休日となるので、中間連結会計期間末日の満期手形に係る会計処理について注記した場合の記載事例を示した(資料10)。

⑪ 中間監査報告書

平成18年6月28日に「監査報告書作成に関する実務指針」(監査・保証実務委員会報告

第 75 号) が改正され、当中間 (連結) 会計期間に係る中間 (連結) 監査報告書の文例に中間 (連結) 株主資本等変動計算書が追加された。

⑫ 監査の除外に関する記載

企業結合において、パーチェス法を適用した場合の注記のうち、(期中に行われた) 企業結合が事業年度 (連結会計年度) 開始の日に完了したと仮定した場合の当事業年度 (連結会計年度) の (連結) 損益計算書に及ぼす影響の概算額は、監査の対象から除くとされており、当該注記が監査証明を受けていない旨を記載することが必要となるとされている。

以 上

【資料1-1】中間連結貸借対照表

区 分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		前連結会計年度の要約連結 貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金 額 (百万円)	構成比 (%)	金 額 (百万円)	構成比 (%)	金 額 (百万円)	構成比 (%)
(資本の部)							
I 資本金		XX,XXX	X.X	-	-	XX,XXX	X.X
II 資本剰余金		XX,XXX	X.X	-	-	XX,XXX	X.X
III 利益剰余金		XX,XXX	X.X	-	-	XX,XXX	X.X
IV 土地再評価差額金		X,XXX	X.X	-	-	X,XXX	X.X
V その他有価証券評価差額金		X,XXX	X.X	-	-	X,XXX	X.X
VI 為替換算調整勘定		△ XXX	△ X.X	-	-	△ XXX	△ X.X
VII 自己株式		△ XXX	△ X.X	-	-	△ XXX	△ X.X
資本合計		XX,XXX	XX.X	-	-	XX,XXX	XX.X
負債、少数株主持分 及び資本合計		XXX,XXX	100.0	-	-	XXX,XXX	100.0
(純資産の部)							
I 株主資本							
1 資本金		-	-	X,XXX	X.X	-	-
2 資本剰余金		-	-	X,XXX	X.X	-	-
3 利益剰余金		-	-	X,XXX	XX.X	-	-
4 自己株式		-	-	△ X,XXX	△ X.X	-	-
株主資本合計		-	-	X,XXX	XX.X	-	-
II 評価・換算差額等							
1 その他有価証券評価差額金		-	-	X,XXX	X.X	-	-
2 繰延ヘッジ損益		-	-	X,XXX	X.X	-	-
3 土地再評価差額金		-	-	X,XXX	X.X	-	-
4 為替換算調整勘定		-	-	△ X,XXX	△ X.X	-	-
評価・換算差額等合計		-	-	X,XXX	XX.X	-	-
III 新株予約権		-	-	X,XXX	X.X	-	-
IV 少数株主持分		-	-	X,XXX	X.X	-	-
純資産合計		-	-	X,XXX	XX.X	-	-
負債純資産合計		-	-	XXX,XXX	100.0	-	-

【資料1－2】中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更（当中間連結会計期間より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」を適用した場合）

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当中間連結会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用している。</p> <p>これまでの資本の部の合計に相当する金額は、〇〇〇,〇〇〇百万円である。</p> <p>なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則により作成している。</p>	

【資料 2 - 1】 中間連結株主資本等変動計算書

当中間連結会計期間（自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成 18 年 3 月 31 日残高 (百万円)	xxx	xxx	xxx	△ xxx	xxx
中間連結会計期間中の変動額					
新株の発行	xxx	xxx			xxx
剰余金の配当 (注)			△ xxx		△ xxx
役員賞与 (注)			△ xxx		△ xxx
中間純利益			xxx		xxx
自己株式の処分		xxx		xxx	xxx
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額 (純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx
平成 18 年 9 月 30 日残高 (百万円)	xxx	xxx	xxx	△ xxx	xxx

	評価・換算差額等					新株 予約権	少数株主 持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計			
平成 18 年 3 月 31 日残高 (百万円)	xxx	—	xxx	△ xxx	xxx	xxx	xxx	xxx
中間連結会計期間中の 変動額								
新株の発行								xxx
剰余金の配当 (注)								△ xxx
役員賞与 (注)								△ xxx
中間純利益								xxx
自己株式の処分								xxx
株主資本以外の項目の 中間連結会計期間中の 変動額(純額)	xxx	xxx	—	△ xxx	xxx	△ xxx	xxx	xxx
中間連結会計期間中の 変動額合計 (百万円)	xxx	xxx	—	△ xxx	xxx	△ xxx	xxx	xxx
平成 18 年 9 月 30 日残高 (百万円)	xxx	xxx	xxx	△ xxx	xxx	xxx	xxx	xxx

(注) 平成 18 年 6 月の定時株主総会における利益処分項目である。

【資料2-2①】注記事項（中間連結株主資本等変動計算書関係）

当中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数 (千株)	当中間連結会計期間 増加株式数 (千株)	当中間連結会計期間 減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	xxx, xxx	xx, xxx	-	xxx, xxx
A種株式	xxx, xxx	xx, xxx	xx, xxx	xxx, xxx
合 計	xxx, xxx	xx, xxx	xx, xxx	xxx, xxx
自己株式				
普通株式	x, xxx	x, xxx	-	x, xxx
合 計	x, xxx	x, xxx	-	x, xxx

- (注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加 xx, xxx 千株は、A種株式の普通株式への転換による増加 xx, xxx 千株、新株予約権の権利行使による新株の発行による増加 xx, xxx 千株である。
2. A種株式の発行済株式総数の増加 xx, xxx 千株は、第三者割当による新株の発行による増加である。
3. A種株式の発行済株式総数の減少 xx, xxx 千株は、普通株式への転換による減少である。
4. 普通株式の自己株式の株式数の増加 x, xxx 千株は、単元未満株式の買取りによる増加 x, xxx 千株、連結子会社が合併によって取得した自己株式（当社株式）の当社帰属分 x, xxx 千株、持分法適用会社が取得した自己株式（当社株式）の当社帰属分 xxx 千株である。

【資料2-2②】

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区 分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当中間連結会計 期間末残高 (百万円)
			前連結会計 年度末	当中間連結 会計期間増加	当中間連結 会計期間減少	当中間連結 会計期間末	
提出会社 (親会社)	平成 17 年新株予約権	普通株式	xxx	-	xxx	xxx	xx
	平成 18 年新株予約権 (自己新株予約権)	普通株式	-	xxx (xx)	xx (xx)	xxx (xx)	xxx (x)
	ストック・オプション としての自己新株予約権			-			xx
連結子会社				-			xx
合 計				-			xxx (x)

- (注) 1. 平成 17 年新株予約権の減少は、新株予約権の行使によるものである。  
 2. 平成 18 年新株予約権の増加は、新株予約権の発行によるものである。  
 3. 平成 18 年新株予約権及び自己新株予約権の減少は新株予約権の消却によるものである。  
 4. 平成 18 年自己新株予約権の増加は、新株予約権の取得によるものである。  
 5. 上表の新株予約権は、すべて権利行使可能なものである。

【資料2-2③】

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(例1：文章による方法)

平成18年6月26日の定時株主総会において、次のとおり決議している。

・普通株式の配当に関する事項

- (イ) 配当金の総額 xx 百万円
- (ロ) 1株当たり配当額 xx 円
- (ハ) 基準日 平成18年3月31日
- (ニ) 効力発生日 平成18年6月26日

・A種株式の配当に関する事項

- (イ) 配当金の総額 xx 百万円
- (ロ) 1株当たり配当額 xx 円
- (ハ) 基準日 平成18年3月31日
- (ニ) 効力発生日 平成18年6月26日

(例2：表による方法)

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成18年6月26日 定時株主総会	普通株式	xx 百万円	xx 円	平成18年3月31日	平成18年6月26日
平成18年6月26日 定時株主総会	A種株式	xx 百万円	xx 円	平成18年3月31日	平成18年6月26日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間末後となるもの

(例1：文章による方法)

平成18年11月15日開催の取締役会において、次のとおり決議している。

・普通株式の配当に関する事項

- (イ) 配当金の総額 xx 百万円
- (ロ) 配当の原資 利益剰余金
- (ハ) 1株当たり配当額 xx 円
- (ニ) 基準日 平成18年9月30日
- (ホ) 効力発生日 平成18年12月8日

・A種株式の配当に関する事項

- (イ) 配当金の総額 xx 百万円
- (ロ) 配当の原資 利益剰余金
- (ハ) 1株当たり配当額 xx 円
- (ニ) 基準日 平成18年9月30日
- (ホ) 効力発生日 平成18年12月8日

(例2：表による方法)

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成18年11月15日 取締役会	普通株式	xx 百万円	利益剰余金	xx 円	平成18年9月30日	平成18年12月8日
平成18年11月15日 取締役会	A種株式	xx 百万円	利益剰余金	xx 円	平成18年9月30日	平成18年12月8日

【資料2-3】注記事項（中間株主資本等変動計算書関係：中間連結株主資本等変動計算書を作成している場合）

当中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数（千株）	当中間会計期間 増加株式数（千株）	当中間会計期間 減少株式数（千株）	当中間会計期間末 株式数（千株）
自己株式				
普通株式	x, xxx	x, xxx	—	x, xxx
合 計	x, xxx	x, xxx	—	x, xxx

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加 x, xxx 千株は、単元未満株式の買取りによる増加である。

【資料3-1】 中間連結貸借対照表

区 分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		前連結会計年度の要約連結 貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金 額 (百万円)	構成比 (%)	金 額 (百万円)	構成比 (%)	金 額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
II 固定資産							
2 無形固定資産							
(1) 営業権		XXX		-		XXX	
(2) のれん		-		XXX		-	
(3) ソフトウェア		X, XXX		X, XXX		X, XXX	
(4) 連結調整勘定		XXX		-		XXX	

【資料3-2】中間連結損益計算書

区 分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		前連結会計年度の要約 連結損益計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
		金 額 (百万円)	百分比 (%)	金 額 (百万円)	百分比 (%)	金 額 (百万円)	百分比 (%)
IV 営業外収益							
1 受取利息		XXX		XXX		XXX	
2 受取配当金		XXX		XXX		XXX	
3 有価証券売却益		XXX		XX		XX	
4 連結調整勘定償却額		XX		-		XXX	
5 負ののれん償却額		-		XXX		-	
6 持分法による投資利益		XXX		-		XXX	

【資料3-3】 中間連結キャッシュ・フロー計算書 (間接法による場合)

		前中間連結会計期間 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	前連結会計年度の要約連結 キャッシュ・フロー計算書 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)
区 分	注記 番号	金 額 (百万円)	金 額 (百万円)	金 額 (百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期)純利益		X,XXX	X,XXX	X,XXX
減価償却費		XXX	XXX	XXX
減損損失		XXX	XXX	XXX
有形固定資産除却損		XX	XX	XX
社債発行差金償却額		XX	-	XX
連結調整勘定償却額		XX	-	XX
のれん償却額		-	XX	-

## 【資料4】ストック・オプション等関係

### 記載事例

I 当中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）

1. スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名

一般管理費      XXX百万円

2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成XX年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役XX名、当社従業員XX名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 XXX,XXX株
付与日	平成XX年X月XX日
権利確定条件	付与日（平成XX年X月X日）以降、権利確定日（平成X2年X月XX日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	2年間（自平成XX年X月X日 至平成X2年X月XX日）
権利行使期間	権利確定後3年以内。ただし、権利確定後退職した場合は、退職日より6ヶ月以内まで行使可。
権利行使価格（円）	X,XXX
付与日における公正な評価単価（円）	XXX

【資料5】中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更（当中間連結会計期間より「ストック・オプション等に関する会計基準」を適用した場合）

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
—	<p>(ストック・オプション等に関する会計基準)</p> <p>当中間連結会計期間より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用している。これにより営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、それぞれ〇〇〇百万円減少している。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。</p>	—

【資料6】中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更（当中間連結会計期間より「役員賞与に関する会計基準」を適用した場合）

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
4. 会計処理基準に関する事項		<p>(ハ) 重要な引当金の計上基準</p> <p>②役員賞与引当金</p> <p>役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額の当中間連結会計期間負担額を計上している。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>当中間連結会計期間より「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用している。</p> <p>これにより営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、それぞれ〇〇〇百万円減少している。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。</p>	

【資料7】注記事項（1株当たり純資産額の算定上の基礎）

1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前中間連結会計期間末 平成17年9月30日	当中間連結会計期間末 平成18年9月30日	前連結会計年度末 平成18年3月31日
純資産の部の合計額（百万円）	—	XXX, XXX	—
純資産の部の合計額から控除する金額 （百万円）	—	XXX	—
（うち新株予約権）	—	(XXX)	—
（うち少数株主持分）	—	(XXX)	—
普通株式に係る中間期末の純資産額 （百万円）	—	XXX, XXX	—
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数（千株）	—	XXX, XXX	—

【資料8】中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更（当中間連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」を早期適用した場合）

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(イ) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>④たな卸資産 主として総平均法による原価法</p>	<p>(イ) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>④たな卸資産</p> <p>ア. 通常の販売目的で保有するたな卸資産 主として総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)</p> <p>イ. トレーディング目的で保有するたな卸資産 時価法 (会計方針の変更)</p> <p>「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が平成20年3月31日以前に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用できることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準を適用している。</p> <p>これにより営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、それぞれ〇〇〇百万円減少している。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。</p>	<p>(イ) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>④たな卸資産 主として総平均法による原価法</p>

【資料9】中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
4. 会計処理基準に関する事項	<p>(イ) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>①有価証券                      その他有価証券                      時価のあるもの                      …中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定している)</p> <p>・ ・ ・ ・</p>	<p>(イ) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>①有価証券                      その他有価証券                      時価のあるもの                      …中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定している)</p> <p>・ ・ ・ ・</p>	<p>(イ) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>①有価証券                      その他有価証券                      時価のあるもの                      …連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定している)</p> <p>・ ・ ・ ・</p>
	<p>(ニ) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準</p> <p>外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。なお、在外子会社等の資産及び負債は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は少数株主持分及び資本の部における為替換算調整勘定に含めている。</p>	<p>(ニ) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準</p> <p>外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。なお、在外子会社等の資産及び負債は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めている。</p>	<p>(ニ) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準</p> <p>外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は少数株主持分及び資本の部における為替換算調整勘定に含めている。</p>

【資料10】注記事項（中間連結貸借対照表関係）

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
—	<p>※5 中間連結会計期間末日の満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理している。</p> <p>なお、当中間連結会計期間の末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が中間連結会計期間末日の残高に含まれている。</p> <p>受取手形                   XXX 百万円 支払手形                   XXX 〃</p>	—